

## 岩出市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和2年3月31日

岩出市告示第82号

岩出市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成20年制定要綱）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この告示は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない者の生活の自立の援助及び福祉の増進のために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判申立をする手続き等について定めるとともに、その他成年後見制度利用に係る費用の助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（審判申立の判定基準）

第2条 市長は、成年後見等開始審判申立を行うに当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- （1）本人の事理を弁識する能力（民法第7条、第11条及び第15条）
- （2）本人の生活状況及び健康状況
- （3）本人の親族の存否及び当該親族が成年後見等開始審判申立を行う意思の有無
- （4）本人の福祉の増進を図るために必要な事情

（申立ての要請）

第3条 次に掲げる者は、第1条に掲げる法律の規定に基づき後見等を必要とする状態にあるもの（以下「該当者」という。）がいると判断したときは、後見等開始の審判の申立てをすることを市長に要請することができる。

- （1）社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業に従事する職員、福祉事務所の職員
- （2）介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービス事業に従事する職員、地域包括支援センターの職員
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

成 17 年法律第 123 号) に規定する障害福祉サービス事業に従事する職員

(4) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) に規定する病院又は診療所の職員

(5) 地域保健法 (昭和 22 年法律第 101 号) に規定する保健所の職員

(6) その他前各号に規定される者に準じると市長が認める者  
(該当者の調査)

第 4 条 市長は、前項による要請を受けた場合は、本人に面談をし、前条の判定基準に基づいて速やかに現状の調査を行うものとする。

(親族の調査)

第 5 条 市長は、第 3 条の要請があったときは、該当者の配偶者及び 2 親等内の親族の有無を調査するものとする。調査の結果、親族が確認されたときは、当該親族に後見等申立ての必要性を説明し親族による申立てを促すとともに該当者と親族との関係もできる限り調査し、虐待又は財産争議の事実等、市長が親族に代わって申立てをするべき事由の有無を調査するものとする。

(市長の申立て)

第 6 条 次に掲げるときは、市長が後見等開始の審判を申立てることができる。

(1) 該当者に配偶者及び 2 親等内の親族がないとき。

(2) 該当者の配偶者及び 2 親等内の親族の代表者又はそのいずれかが文書により自らが申立てをしないことを市長に申し入れたときで、該当者の福祉を図るために市長が申立てをするべきであると判断したとき。

(3) 配偶者及び 2 親等内の親族があっても虐待の事実等があり、該当者の福祉を図るために市長が申立てをするべきであると判断したとき。

(4) 緊急等の事由により、配偶者及び 2 親等内の親族の有無の調査を実施することができない場合で、明らかに該当者の福祉にとって申立てをすることが必要であると判断したとき。

(医師の判断)

第 7 条 市長は、後見等の審判を申立てるときは、事前に医療機関に該当者の診断を依頼し、後見又は保佐若しくは補助のいずれの保護を必要としているか判断するために診断書を徴しなければならない。

(審判申立の手続)

第8条 成年後見等開始審判申立に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判申立に係る費用)

第9条 市長は、審判申立について、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項に規定する手続費用をあらかじめ負担する。

2 市長は、前項の規定により負担する手続費用について、当該費用の求償権を得るため、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項の規定により、家庭裁判所に対し当該費用の求償に係る申立てを行う。

3 市長は、前項の規定により家庭裁判所に対し審判申立費用の求償に係る申立てを行い、家庭裁判所が本人の負担とする審判をしたときは、本市が負担した審判申立費用について、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）を通じ、本人に対して当該費用の返還を求めるものとする。

4 市長は、本人が次のいずれかに該当する場合は、当該審判申立費用の返還を求めないものとする。

(1) 現に生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者である者

(2) 審判申立費用を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者

(3) 活用できる資産、貯蓄等がなく、審判申立費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

(後見人等候補者)

第10条 市長が申立てする場合の後見人等候補者は、該当者があらかじめ任意後見契約により後見人を予定している場合は、その者とし、それ以外の場合は、民法第843条第4項の規定に基づき選任者を決定する。

(後見人等の報酬に係る費用の助成)

第11条 市長は、市長が後見等開始の審判申立を行った場合において、本人が次の各号のいずれかに該当するときは、後見人等及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見監督人等」という。）の報酬に係る費用を助成するものとする。

(1) 生活保護法の規定に基づく被保護者である者

(2) 活用できる資産、貯蓄等がなく、後見人等の報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

2 市長は、市長以外の者が本人に係る後見等開始審判申立を行った場合において、前項各号のいずれかに該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、後見人等及び後見監督人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

(1) 本人が本市に住所を有する場合。ただし、次のア又はイに該当する者を除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定に基づく本市以外の市区町村に係る住所地特例者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により、本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行っている者

(2) 本人が本市に住所を有しない場合であって、次のア又はイに該当する者

ア 介護保険法第13条第1項又は第2項の規定に基づく本市に係る住所地特例者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項又は第4項の規定により、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

3 前項の規定にかかわらず、後見人等が次のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。

(1) 後見人等が、配偶者又は4親等内の親族である場合

(2) 本市以外の自治体又は団体等の実施する制度により、後見人等の報酬に係る助成を受けることができる場合

(助成対象費用)

第12条 前条に規定する助成対象費用は、家事事件手続法第39条に規定する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部とし、月額28,000円を上限とする。

2 後見人等の報酬助成対象期間は、報酬付与の審判で決定された期間の最終月から起算して12か月までとする。ただし、当該期間の始期が就職の日である場合は、報酬付与審判で決定された期間の最終月から起算して18か月までとする。

(助成金の支給申請)

第13条 助成金の支給の申請を行う者は、本人又は本人の代理人としての後見人等とし、家庭裁判所による報酬付与の審判があった日から

起算して3か月以内に、成年後見人等の報酬助成金支給申請書（様式第1号）に報酬付与の審判、本人の資産状況等が確認できる書類を添えて提出するものとする。

（助成金支給の決定）

第14条 市長は、前条の申請書を受理した時は、これを審査し、その結果を成年後見人等の報酬助成金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に対し通知するものとする。

（助成金の支給）

第15条 助成金は、成年後見人等の報酬助成請求書（様式第3号）をもって、後見人等が指定した預金口座に振り込むものとする。

（後見人等の報告義務）

第16条 後見人等の報酬の助成を受けている者の後見人等は、対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の中止及び返還）

第17条 市長は、助成を受けている者について、収入、資産等の状況の変化又は死亡等により助成の必要がなくなったと認められるときは、その内容に応じて助成を中止し、又は既に支給した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日岩出市告示第96号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日岩出市告示第113号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岩出市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に報酬付与の審判のあった報酬に係る申請について適用し、同日前に報酬付与の審判のあった報酬に係

る申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第13条関係）

成年後見人等の報酬助成金支給申請書

年 月 日

岩出市長 様

対象者住 所  
氏 名

上記後見人等  
住所（所在）  
氏名又は名称

岩出市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定に基づき、  
下記のとおり申請します。

記

1 申請の理由

2 生活保護受給の有無 有 / 無

3 報酬助成申請額 円  
（但し、 年 月から 年 月分）

4 添付書類

- （1）財産目録、収支予定表の写し等資産状況、生活状況の判明するもの
- （2）報酬付与の審判決定書の写し
- （3）生活保護受給者は保護受給証明書

第 号  
年 月 日

成年後見人等の報酬助成金支給決定（却下）通知書

様

岩出市長



年 月 日付けで申請のあった成年後見人等の報酬助成については、岩出市成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

対象者氏名	
後見人等氏名	
助成の可否	可 ・ 否
報酬助成決定額	円
却下の理由	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、岩出市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩出市を被告として（訴訟において岩出市を代表する者は岩出市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（注）申請内容に虚偽、不正があったとき、又は、後見人等の報酬以外の目的に使用した場合には、報酬助成額の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第15条関係）

年 月 日

岩出市長 様

対象者住 所  
氏 名

上記後見人等  
住所（所在）  
氏名又は名称

成年後見人等の報酬助成請求書

年 月 日付けで決定通知のあった後見人等の報酬助成について、岩出市成年後見制度利用支援事業実施要綱第15条の規定により次のとおり請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

口座名義人	
金融機関等名（支店名）	
口座番号	
被後見人等氏名	
被後見人等住所	

添付書類：成年後見人等の報酬助成金支給決定通知書の写し